

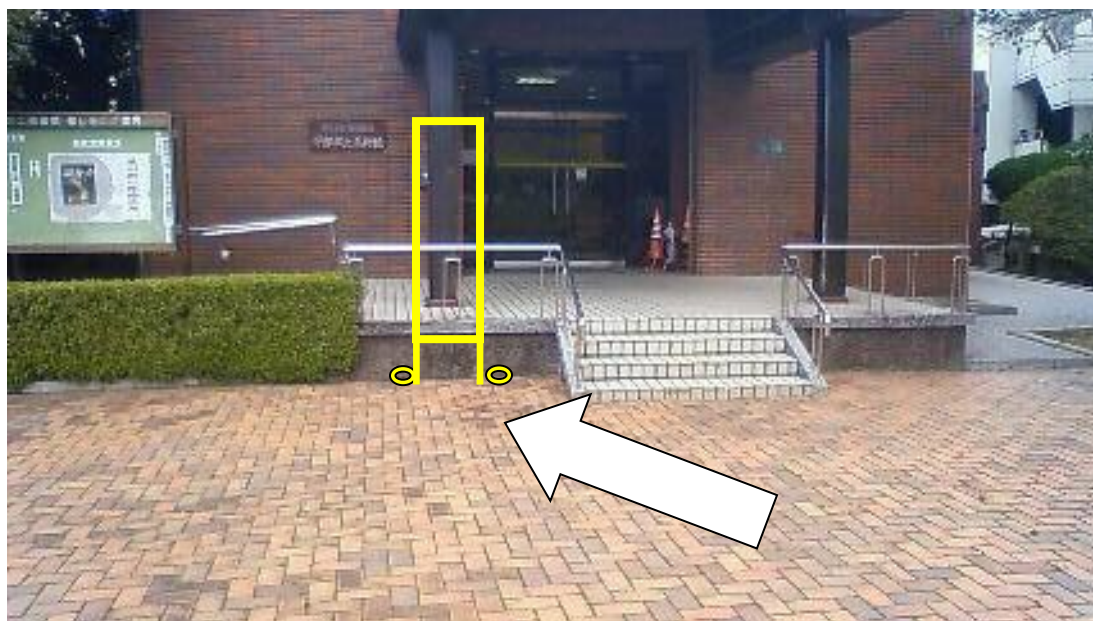
特別な設備として立看板を設置できます

平成24年1月4日運用開始

◎設置する看板の規格等（事前にご相談ください。）

- （１）看板は、高さ 200 cm×幅 100 cm以内で、美観や安全面に配慮したものを利用者が用意すること。
- （２）看板を掲示する時間は開館時間のみとし、利用者の責任で安全管理すること。
- （３）看板の設置は指定する場所に転倒、飛散しないよう確実に固定すること。

◎設置指定場所



※背面は手摺りに、下部は丸杭にそれぞれロープ等で固定する。
（針金での手すりへの固定は、手すりに傷がつくため禁止します。）